

令和4年6月1日

新BOP学童クラブ 保護者の皆様

新BOP学童クラブにおけるリバウンド警戒期間の解除に伴う対応について

児童課長 須田 健志
生涯学習・地域学校連携課長 加野 美帆

東京都におけるリバウンド警戒期間が解除されておりますが、新BOPでは引き続き3密回避の工夫等を行い、感染防止対策を徹底した上で下記のとおり運営してまいります。

記

1 新BOP学童クラブのご利用について

通常どおりのご利用を基本といたしますが、就業先の休業等により、児童がご自宅で過ごすことが可能な場合や、在宅勤務の方で利用日数や利用時間を減らすことが可能な場合等につきましては、できる範囲でのご利用調整についてご協力をお願いします。

2 学童クラブの利用料について

新型コロナウイルス感染予防対策としての利用料の減額を継続いたします。学童クラブを月の前半（1日～15日）または後半（16日～末日）にわたり欠席する場合は、利用料がそれぞれの期間について2,500円減額されます（初日から末日までの期間は全額）。必ず新BOPに欠席理由をお伝えください。

3 感染防止について

- ① 子どもたちの安全を確保するために、室内やおもちゃの消毒、手洗い指導、室内の常時換気を引き続き実施します。
- ② 感染予防対策の徹底のため、ご家庭では毎日の検温と風邪状態の確認、状況に応じたマスク着用へのご協力をお願いいたします。

※厚労省・文科省連携リーフレット「子どものマスク着用について」をご参照ください。

【本件担当】 児童課児童育成担当
電話 03-5432-2317
生涯学習・地域学校連携課
電話 03-3429-4262